

災害復旧工事にかかる随意契約の相手方の募集

下記のとおり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約の相手方を公募します。

令和 7 年 6 月 19 日

鶴岡市長 皆 川 治

1 契約に関する事項

- (1) 工 事 名 令和 6 年災林道向山線災害復旧工事（繰越明許）
- (2) 工事場所 鶴岡市羽黒町手向地内
- (3) 工事内容 設計図書のとおり
- (4) 工 期 見積書の「**希望工期**」の欄に、**必ず工期を記載**のうえ提出してください。
「希望工期」をもとに協議し、工期を決定します。
- (5) 予定価格 7,945,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。**

2 契約の相手方の資格

- (1) 規則第 26 条第 2 項に規定する**競争入札参加者名簿に登録されている者**であること。（※**市内本店・営業所要件はありません。**）
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により**土木一式工事に係る建設業の許可を受けていること。**
- (3) 契約締結予定日に有効な**土木一式工事に係る**建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による**経営事項審査を受けていること。**

3 見積書の提出場所及び提出期間、添付書類

- (1) 提出場所 **鶴岡市役所 農山漁村振興課**
- (2) 提出期間 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 4 時まで
※契約の相手方が決まり次第受付を終了します。
- (3) 見積書に添付する書類
 - ① 見積金額の積算内容を記載した工事費内訳書
 - ② 契約締結日以降まで有効な「**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**」のコピー

4 契約の相手方の決定方法

- (1) 公告日の翌日から 5 日目（土日祝日含まず）の午後 4 時までに複数者から見積書の提出があった場合は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とします。なお、その価格が同額であった場合は、「協議後の工期」の「終期」が早い日としている者を契約の相手方とします。「終期」が同じ日の場合は、くじ引きで決定します。
- (2) 公告日の翌日から 5 日目（土日祝日含まず）の午後 4 時までに見積書の提出がなかった場合、それ以降は、先着順となります。

5 失格要件、技術者等、契約保証金、災害復旧工事に関する取扱いは、入札公告と同じです。

6 問い合わせ先 鶴岡市役所 総務部 契約管財課 電話（ダイヤルイン）35-1154